



2008年4月1日 第2008-31号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

4月1日から変わります！その

特定健康審査・保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律）

40歳以上75歳未満の方に対する「特定健診審査」「特定保健指導」の実施が医療保険者（市区町村国保、健保組合等）に義務付けられます。

「特定健康審査」は全ての対象者が受診しなければならない項目と医師の判断により受診しなければならない項目があります。

「特定保健指導」は特定健康審査でメタボリックシンドロームと判定された人、あるいは一定のリスクを持つ人に対して実施されます。

2013年度より、医療保険者ごとの達成状況に応じた後期高齢者支援金の加算・減額が行われます。

健康保険法

【一部負担金】

3歳未満の乳幼児は2割でしたが、小学校就学前までに拡大されます。

70～74歳は、2008年4月から2割に見直されることになっていましたが、2010年3月まで1割に据え置かれます。（現役並み所得があり3割負担をしている方は除く）

【高額介護合算療養費】

健康保険の一部負担金と介護保険法による介護サービス等の利用者負担の年間合計額が一定の金額（自己負担限度額）を超えたときは、高額介護合算療養費が支給されます。（自己負担限度額を超えた部分が支給される）

<自己負担限度額（年額）>

所得区分	70歳未満	70歳以上75歳未満
現役並み所得者	126万円	67万円
一般	67万円	62万円
低所得者	34万円	31万円
低所得者	34万円	19万円

【特定保険料率】

特定保険料率は、後期高齢者医療制度等の拠出金にあたる部分です。新たな高齢者医療制度の創設に伴って、高齢者等に対してどの程度支援を行っているか被保険者の理解を深める観点から、一般保険料率を、「基本保険料率」と区分して「特定保険料率」が創設されました。賃金から健康保険料を控除する際、賃金の明細書には「健康保険料」として記載されていますが、事業主は賃金の明細書に「基本保険料」「特定保険料」の内訳を示して徴収することが望ましいとされています。「望ましい」ということで、義務ではありません。5月分の賃金の明細書がこのようになっているかもしれません。